

なるほど!

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 37

納税猶予と担保提供の方法

先週末は、中小企業家同友会札幌中央西地区例会で、「後継者の本音 知っていますか？」と題して、講演とパネルディスカッションを行いました。基調講演の 60 分と、その後のパネリストの両方を務めました。つまり、パネルディスカッションは、テーマの通り最近社長に就任した親族外の方と、後継者となる予定の親族の方に加えて私の 3 名です。

講演は事業承継の指導支援の経験からコンサルタントとして、パネリストは現実に自分自身が事業承継に取り組み悩む現経営者としての二つの立場からでした。この違いが予想以上に大変で複雑な想いになりました。ますます経営者の身になって誠意ある支援をさせていただこうと思わされた時間でした。感謝。

36 回の Fax で経営承継円滑化法と事業承継税制に関して、当事者が知っておいた方が良くと思う主な情報は一通りお伝えしました。

強いて言えば、この制度を使って納税猶予を受けるためには、申告期限までに一定の担保を国税庁に対して提供しなければなりません。

担保といっても、この特例対象となった株式を一定の手続きを経て質権を設定すればいいことです。その場合には、その後株式の評価がどうなろうと、常に納税猶予額に見合う担保力を満たしているものとみなされることになっていますので、担保力評価や手続き面では困難はないものと思われます。

もちろん、株式を担保に供したからと言って別に国税庁が株主となって議決権を行使したり、国税庁に対して配当を支払ったりするわけではないのですが、同族企業の社長にとっては心理的な抵抗があるかもしれません。

これについては、次回以降に法的な意味や手続きに関して触れましょう。

3 月 31 日でのこの税制特例上で大事な二つの経過措置期間が終わりますので、注意。

一つは、この Fax 情報の中で何度か触れた、計画的取り組みに関する確認に関するものです。その経過措置は、後継者が取締役になっているなどの一定の要件を満たしていれば、経済産業大臣の確認を得ていなくても認定を受けて、納税猶予制度を使えるというものでした。

もう一つは、すでに過去に自社株式の贈与を受けていて、特定同族株式の相続時精算課税等の特例を使っている場合には、この 3 月 31 日までに所定の届出書を提出していれば、その贈与者が死亡した時に相続税の納税猶予の適用を受けることができるという経過措置です。通常の歴年贈与以外に株式移転のために何か行った記憶があれば、すぐ税理士さんに確認してください。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL: 011-622-0311

E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com